

高福第 718 号
平成 29 年 11 月 28 日

障害者就労支援事業所長 各位

神奈川県保健福祉局福祉部高齢福祉課長
(公 印 省 略)

神奈川県内障害者就労支援事業所における若年性認知症の人の受入れに関する調査について(依頼)

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして、日ごろから御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、認知症施策については、認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)をすすめているところですが、若年性認知症は、働き盛りの年齢で発症することにより、就労や子育て、家事負担、社会生活において活躍の場を失う等、身体的にも精神的にも、また経済的にも高齢者とは異なる課題があります。そうした中、県では、平成 29 年 6 月 1 日から若年性認知症支援コーディネーターを配置しました。

若年性認知症の人の支援では、本人が 65 歳未満のため、高齢者向けの介護保険事業所へ通うことに抵抗があります。また、障害者総合支援法関連事業を併用することがあり、本人が活用できるサービスの可能性を広げるため、今回障害者就労支援事業所の受入状況調査を実施します。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、下記のとおり調査を実施いたしますので、調査趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

1 調査対象及び調査方法

(1) 調査対象

就労移行支援事業 就労継続支援(A・B型)を実施している事業所

(2) 調査方法

「障害福祉情報サービスかながわ」により送付し、若年性認知症の人の受入状況に該当する調査票ア及びイ～エを FAX 又はメールにより平成 29 年 12 月 15 日(金)まで返信。

(3) 調査期間 平成 29 年 12 月 4 日(月)～12 月 15 日(金)

(4) 調査締切 平成 29 年 12 月 15 日(金)必着

(5) 調査項目

ア 調査回答者情報 (必須)

イ 現在若年性認知症の人を受け入れている、または検討中の事業所

ウ 現在若年性認知症の人を受け入れていないが、過去に受け入れた経験のある事業所

エ 現在若年性認知症の人を受け入れていない事業所

選
択
し
回
答

2 調査結果

結果については「障害福祉情報サービスかながわ」及び、県ホームページポータルサイトにて報告。

別添資料

調査票

若年性認知症支援コーディネーターのちらし

相談窓口のチラシ

問合せ先

高齢福祉グループ 田中

電話 045-210-1111 内線 4847

ファクシミリ 045-210-8874

メール anshinkaigo@pref.kanagawa.jp